

福德語

第27話

~前回の続き~

前回は、**相続税対策として生命保険**に入る場合、契約の形態により税金の課税方法が異なるという話をしました。そこで今回は、どのような場面においてどのような契約形態にすればよいか、そして最後に、保険金の効果についてお話します。

一般的に<u>贈与タイプの保険形態は原則避ける</u>べきです。なぜなら、贈与税は税率や計算式から、相続税や所得税に比べて非常に税率が高くなるからです。以下、事例によって説明いたします。

各税額計算の事例

相続人(配偶者・長男・次男)は3人です。仮に生命保険金の受取額1,500万円、保険料の支払額1,300万円とします。保険金の受取人は配偶者であり、配偶者の既存所得はゼロです。

タイプ 相続税タイプ タイプ タイプ タイプ タイプ タイプ タイプ タイプ タイプ タイプ				税額 <相続税額>	
					契約者
夫	夫	妻	相続税		
所得税タイプ				<所得税額>	
契約者	被保険者	受取人	課税関係	● {(1500 万円-1300 万円)-50 万円(特別控除)}×1/2=75 万円 ● 75 万円-38 万円(所得税基礎控除)}×5%=	
夫	妻	夫	所得税		
				1.85 万円 ※受け取る方の所得によって所得税の税率は変動します。	
贈与税タイプ				<贈与税額>	
契約者	被保険者	受取人	課税関係	● {1500 万円-110 万円(基礎控除)} ×45%- 175 万円=450.5 万円	
夫	妻	₹	贈与税		

上記の事例のように、同じ保険金であっても、保険契約の形態によって大きく税額が変動することになります。従って、特に贈与タイプの保険契約は、一度見直しをする必要があるということです。

保険金の効果

最後に、あまり知られていない**相続税タイプの保険金の効果**についてまとめます。 死亡保険金は亡くなった方の相続財産には含まれません。そのため以下のような効果があります。

効果1 死亡保険金は、受取人が「単独」で受け取ることができる財産である

効果2 相続放棄をしても保険金は受け取ることができる

効果3 原則、遺留分の対象外となる

相続税タイプの保険契約は、相続税対策以外にも、遺産分割する際に生命保険が有効に使えるということです。

お問合せ先:税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F

TEL: 0120-985-556 URL: http://www.nara-souzoku.net/

